

株式会社 サンオータス  
定 款

令和4年7月26日改訂

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社サンオータスと称し、英文ではSUNAUTAS CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 石油製品及び油脂、塗料の販売
2. バイオマスエタノール等のバイオ燃料の販売
3. 太陽光発電装置、家庭用燃料電池の販売
4. 自動車の販売及び斡旋業
5. 自動車のレンタル業
6. 自動車部品及び用品の販売
7. 中古自動車の売買及び仲介
8. 自動車の整備、钣金塗装業及び自動車用整備機器の販売
9. エンジン洗浄機の販売
10. 音響機器、空調機器、その他電気機械器具の販売、賃貸及び修理
11. スポーツ用品、楽器、衣類及び住宅機器の販売
12. 不動産賃貸業及び管理業
13. 建物内外及び電気設備の総合管理、警備、清掃業務
14. 損害保険の代理業
15. 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
16. 生命保険の募集に関する業務
17. 車検及び自動車用品のローン
18. 機械設備及び自動車のリース業務
19. コンビニエンス・ストアの経営
20. 酒類、煙草及び喫煙具の販売
21. 米の販売
22. 書籍並びにコンパクトディスク、ビデオ及びレコード等、映像・音楽ソフトの販売
23. コンパクトディスク、ビデオ及びレコード等、映像・音楽ソフトのレンタル業
24. 飲食店の経営及び飲食料品の販売
25. 携帯電話及び通信機器の周辺装置の販売
26. コンピュータ及びコンピュータ周辺装置並びに附属部品の販売
27. 介護保険法に基づく居宅サービス事業
28. 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
29. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
30. 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
31. 介護用品、介護機器の販売及びリース業

- 32. 情報処理サービス及び情報提供サービス事業
- 33. 金融事業
- 34. 住宅、住宅関連商品及び設備機器の販売事業
- 35. 各種モビリティ機材の売買、仲介斡旋、賃貸、リース、管理、及び保守整備などの企画、開発、運営に関する業務
- 36. 各種モビリティ機材の用品、付属品、アクセサリ、その他の物品の企画、開発、販売
- 37. 各種モビリティ機材を活用した社会実証実験
- 38. 各種モビリティ機材に関する規制、規格、その他の制度開拓の活動
- 39. 前各号に関する一切の事業  
(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を神奈川県横浜市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、12,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
- ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当会社は、毎年4月30日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項にかかわらず、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

### 第3章 株主総会

(招集時期)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年7月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 17 条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録する。

- ② 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から 10 年間本店に備え置き、その謄本を 5 年間支店に備え置く。

## 第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第 18 条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 19 条 当会社の取締役は、9 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第 22 条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議により、これを選定する。

(役付取締役)

第 23 条 当会社は、取締役会の決議により、取締役社長 1 名を選定し、必要に応じ、取締役会長 1 名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 24 条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 4 日前までに、各取締役及び各監査役に対し発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議)

第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

- ② 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

- ② 取締役会の議事録は、決議の日から 10 年間本店に備え置く。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって、これを定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第 423 条第 1 項の責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令に定める限度において免除することができる。

- ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、同法第 423 条第 1 項の責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

## 第 5 章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第 31 条 当社は監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第 32 条 当社の監査役は、5 名以内とする。

(監査役の選任)

第 33 条 当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
- ③ 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- ④ 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。

(常勤監査役)

第 35 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 36 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 4 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議)

第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 38 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第 39 条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第 40 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって、これを定める。

(監査役の責任免除)

第 41 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当社は社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第42条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第43条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第7章 計算

(事業年度)

第46条 当社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までとする。

(期末配当金)

第47条 当社は株主総会の決議によって、毎年4月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第48条 当社は、取締役会の決議によって、毎年10月31日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第49条 期末配当金及び中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れるものとする。

- ② 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

(附則)

1. 定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。



## 改訂履歴

平成 4年 5月 1日改訂  
平成 4年 6月 26日改訂  
平成 7年 9月 11日改訂  
平成 9年 4月 30日改訂  
平成 10年 5月 1日改訂  
平成 10年 7月 28日改訂  
平成 11年 7月 28日改訂  
平成 12年 7月 26日改訂  
平成 14年 7月 24日改訂  
平成 15年 7月 24日改訂  
平成 16年 7月 28日改訂  
平成 17年 7月 26日改訂  
平成 17年 10月 27日改訂  
平成 18年 7月 26日改訂  
平成 21年 7月 28日改訂  
平成 22年 7月 27日改訂  
平成 23年 7月 28日改訂  
平成 24年 7月 24日改訂  
平成 27年 7月 22日改訂  
令和 4年 7月 26日改訂